

[事案 2020-102] 新契約無効等請求

・令和3年3月2日 和解成立

<事案の概要>

契約時の募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年12月に医療保険(契約①)を契約し、平成24年5月に医療保険(契約②、被保険者は子)および終身保険(契約③、被保険者は子)を契約した。その後、平成30年2月に、募集人の勧めにより、契約③で契約者貸付を受け、その契約者貸付金を原資として、募集人の子が営業職員として勤務する他社の一時払終身保険(契約者・被保険者は子)を契約した。しかし、以下等の理由により、契約①②③を無効にして、既払込保険料から契約③の契約者貸付金を控除した金額を返還してほしい。

- (1)各契約に際し、募集人の説明は不十分であり、十分に理解しないまま手続きしたうえ、当時高齢であったにもかかわらず、高齢ではない家族が契約に同席していなかった。
- (2)契約①について、募集人に葬儀代を残したいと意向を伝えていたが医療保障であった。
- (3)契約②について、被保険者である子への詳細な保険内容の説明がなく、また告知妨害があった。
- (4)契約③について、被保険者である子は独身であり不要な高額死亡保障であった。また、募集人から、子への生前贈与による早めの相続税対策になると説明を受けて契約者貸付を受けたが、貸付利息が付くことの説明は受けなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各契約に際し、募集人は申立人夫婦に設計書等を使用して十分に説明し、申立人は内容を理解して手続きをしている。また、家族が契約に同席するような高齢者ルールは当時存在しなかった。
- (2)申立人に契約内容通知を毎年送付しているが、本苦情に至る数年間、問い合わせはなかった。
- (3)契約③について、募集人は申立人から早めの相続対策をしたいと相談を受けたため、契約者貸付を受けて申立人の子に贈与することを提案した。解約ではなく契約者貸付を勧めたのは、契約③の保障を継続させるためであった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約時および契約者貸付時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったこと等は認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)契約③で契約者貸付を受け、それを保険料原資として、募集人の子が営業職員である他社

の保険契約（申立人の子が契約者・被保険者）を締結しているが、これがなぜ「早めの相続対策」になるのか募集人に尋ねても、納得しうる回答はなされなかった。

- (2) 募集人は、契約③を解約すると保障が無くなるので契約者貸付を勧めたと述べているが、貸付利息が付くことを説明したとしている点について疑問が残る。仮に申立人が子に対し、保険料相当額の生前贈与をしたいとの意向を持っていたのであれば、解約も検討しうる状況であった。